

わけです。それはこれから徐々に御研究をするといふのでは余りに怠慢過ぎるのではないかと思います。それでもこれはできない……尙その点は政府の責任あるお言葉を伺うべくお求めしておきます。

では只今の法案に対する質疑はこの程度にして後日に譲ることにいたします。

### ○審議員(檢察官) 次に検察官法の

一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

○政府委員(高橋一郎君) 檢察官法の一部を改正する法律案の逐條説明をいたしました。

一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

### ○審議員(檢察官) 次に検察官法の

一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

### ○審議員(檢察官) 次に検察官法の

一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

### ○審議員(檢察官) 次に検察官法の

一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

一部を改正する法律案を議題に供します。先ず本案に対するところの政府委員の御説明をお願いいたします。

しては、國家公務員法の原則に従つて法務鑑裁がこれを任免するものとし、その結果第二項はこれを存置する必要がないこととなるので、これを削除したのであります。

次に第十八條関係であります。政府におきましては、從來の高等試験に代るものとして司法試験法案を立案し、國会の御審議を受けることとなつておりますが、これに伴つて本條第二項第一号を改正する必要を生じたのであります。本案におきましては、本号に掲げる試験は司法修習生を得る試験と同一のものであることを明白にすることを適当と認め、その主旨の改正をいたしたのであります。

第二項及び第四項中の「副檢事選考委員会」につきましては、國家行政組織法及び法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、その名称を改正する必要を生じたわけであります。

第十九條関係につきましては、法務廳設置法の一部を改正する法律により、「法務廳」は「法務府」と改められることとなつたので、これに伴つて本條第一項の規定がこれを行なつてゐたのであります。併し認証官たる檢察官の任免についても國家公務員法の規定によることがなり、法務廳設置がこれを行なつたのであります。檢察官の任免につきましては、檢察事務の主導者たるその職責に鑑み、從來のどく内閣がその任免を行うことが適当と認められ、又その手続の面よりいたしました。

認証官たる性質よりして認証についての職責を必要とする關係上、むしろ任免をも内閣がこれを行なつて認められるので、この主旨に従つて本條第一項を改正したのであります。そうしてその他の檢察官につきましては、檢察事務を専門とする檢察官、次長檢事及び各檢事長につきましては、檢察事務の主導者たるその職責に鑑み、從來のどく内閣がその任免を行うことが適当と認められ、又その手續の面よりいたしました。

次に第三十三條関係であります。本條については三種の改正を行うこととしました。即ち、第一は、國家行政組織法、法務廳設置法の一部を改正する法律の施行に伴い、「檢察官適格審査會」を「檢察官適格審査會」に、「法務廳」を「法務府」に改めたことあります。

第三十條関係では、本條に規定する檢事長、次長檢事及び各檢事長につきましては、檢察官適格審査會に予備委員を置く旨の規定を加えたことであるとのことであります。

第三十一條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。このようないくつかの問題が、檢察官の職務の特殊性に鑑み、從來檢察官については、一般行政官と異り、裁判官に對する身分の保障及び待遇を與えられたのであります。このように檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第三十二條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第三十三條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第三十四條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第三十五條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第三十六條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第三十七條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第三十八條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第三十九條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第四十條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。

第四十一條の二は、檢察官は、刑訴法により、唯一の公訴提起機關として規定せられております。従つて、檢察官の職務執行の公正なりや否やを及ぼすものであります。